

第2期データヘルス計画の中間評価・見直しについて

岩手県市町村職員共済組合

1 中間評価・見直しの基本的考え方

政府は「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」において、急速な高齢化や疾病構造の変化に対応し、国民一人ひとりの健康づくりを進めるため、すべての保険者に対し、レセプト・健診データの分析に基づくデータヘルス計画の作成や保健事業実施などの取組を求めている。

本組合が平成29年度に策定した「第2期データヘルス計画《計画期間:平成30年度～令和5年度》」では、前期終了時の令和2年度に医療給付事業等検討委員会において中間評価・見直しを行うとされていたが、今回、厚生労働省から追加されたポイントが、保健事業の効果検証等に限られ、新たな保健事業の取組など大きな変更がなかったこと等を考慮し、委員会は開催せず、組合会にて報告することとした。

今回の中間評価・見直しに当たっては、厚生労働省の「データヘルス計画作成の手引き(追補版)」を参考に、計画策定時に「健康課題」として抽出された各項目について、各保健事業の実施量(実施率)と目標の達成度(健康課題の解決度)を確認し、次の基本的考え方により実施することとする。

- (1) 中間評価では「健康課題」の再抽出は行わず、個々の保健事業について、過去3年間の実績値(アウトプット)に基づき評価・見直しを行う。
- (2) 特定健診及び保健指導の受診(実施)率の向上並びに保健指導該当者の減少を最重要課題と位置づけ、取組を進める。なお、後期高齢者支援金減算評価指標が成果(アウトカム)重視に見直され、最も重要な指標は「特定保健指導の対象者を減らすこと」とされた。
- (3) 今年度導入した保健事業支援サービス(以下「支援サービス」という。)を活用し、要医療者への受診再勧奨やデータの多角的な分析・見える化等を進める。

2 保健事業別中間評価(主なもの)

【評価区分】

うまくいっている	どちらかといえばうまくいっている	どちらでもない	どちらかといえばうまくいっていない	うまくいっていない
◎	○	△	▲	×

(1) 生活習慣の改善(加入者への意識付け)に関する事業

事業名	指標	達成状況			評価	評価の理由
		平成30	令和元	令和2		
ウォーキング事業 (健康チャレンジ)	組合員及び被扶養者の利用率		目標:5% 実績:0.38%	目標:8% 実績:実施中	△	・生活習慣の見直し・改善の機会を提供している。 ・参加者が少ない。

禁煙チャレンジ (健康チャレンジ)	組合員及び被扶養者の喫煙率		目標:17.1% 実績:16.7%	目標:16.9% 実績:実施中	△	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率はほぼ目標値を達成しているが、国の目標値(R2年度12.0%)を上回っている。 ・参加者が少ない。
----------------------	---------------	--	----------------------	--------------------	---	--

(2) 特定健診及び保健指導に関する事業

事業名		指標	達成状況			評価	評価の理由
			平成30	令和元	令和2		
特定健診	組合員	受診率	目標:94.5% 実績:93.8%	目標:95.0% 実績:94.1%	目標:95.5% 実績:実施中	△	・受診率は若干上昇し、ほぼ全組合員平均値(R1:94.6%)となっている。
	被扶養者	〃	目標:50.0% 実績:41.7%	目標:54.0% 実績:44.9%	目標:57.0% 実績:実施中	▲	・受診率は上がっているが、目標値及び全組合員平均値(R1:47.9%)を下回っている。
保健指導	組合員	実施率	目標:58.4% 実績:61.1%	目標:59.5% 実績:52.7%	目標:60.2% 実績:実施中	△	・実施率は低下しているが、全組合員平均値(R1:29.1%)を大きく上回っている。
	被扶養者	〃	目標:7.6% 実績:8.1%	目標:10.5% 実績:3.8%	目標:13.5% 実績:実施中	▲	・実施率は低下しており、全組合員平均値(R1:14.8%)を大きく下回っている。

(3) がん検診等に関する事業

事業名		指標	達成状況			評価	評価の理由
			平成30	令和元	令和2		
大腸がん検診		受診率	目標:83.0% 実績:80.2%	目標:83.5% 実績:84.0%	目標:84.0% 実績:実施中	○	・受診率は上昇し、目標値を達成している。
胃検診		〃	目標:72.0% 実績:71.5%	目標:72.5% 実績:70.6%	目標:73.0% 実績:実施中	△	・受診率は若干下がっている。
乳がん検診		〃	目標:71.0% 実績:70.8%	目標:71.4% 実績:70.4%	目標:71.8% 実績:実施中	△	・受診率は横ばいとなっている。
子宮がん検診		〃	目標:68.1% 実績:68.8%	目標:68.5% 実績:70.4%	目標:68.9% 実績:実施中	○	・受診率は上昇し、目標値を達成している。

前立腺がん検診	〃	目標:49.3% 実績:49.8%	目標:49.4% 実績:50.0%	目標:49.5% 実績:実施中	○	・受診率は目標値を達成している。
C型肝炎検診	〃	目標:87.0% 実績:83.7%	目標:87.4% 実績:82.4%	目標:87.8% 実績:実施中	△	・受診率は若干下がっている。
歯科健診	〃		目標:2.5% 実績:2.6%	目標:2.6% 実績:実施中	○	・受診率は、目標値を達成している。

(4) 重症化予防に関する事業

事業名	当初の事業内容	現在の状況	見直しのポイント
要医療該当者に対する受診勧奨	健診で「要医療」に該当し、受診勧奨を行ったにもかかわらず医療機関を受診していない者を抽出し、健診機関から再度の受診勧奨を行う。	従来のシステムでは、対象者を抽出できず、また健診機関から受診勧奨は受託できないと返答があったため、本組合から「要医療」該当者全員へ所属所との連名で再勧奨を行った。	支援サービスを活用して高リスク者を抽出し、受診勧奨を実施する。特に糖尿病性腎症等(人工透析リスク有)の者へは強く勧奨する。
治療中断者に対する通院勧奨	健診時の問診票に治療中断(放置)と記載した者について、レセプトで治療中断(放置)を確認した上で、該当者へ受診勧奨を行う。	従来のシステムでは、対象者を抽出できなかったため、中断と記入した者全員へ再勧奨を行った。	支援サービスを活用して高リスク者を抽出し、受診勧奨を実施する。特に糖尿病性腎症等(人工透析リスク有)の者へは強く勧奨する。

(5) メンタルヘルスに関する事業

事業名	指標	達成状況			評価	評価の理由
		平成30	令和元	令和2		
心のけんこう相談会	相談件数	目標:12件 実績:8件	目標:15件 実績:20件	目標:17件 実績:実施中	○	・利用者が増加している。 ・事業の認知度が上昇している。
メンタルヘルス講習会	参加者数	目標:70人 実績:69人	目標:75人 実績:76人	目標:80人 実績:24人	○	・参加者数は年々増加し(R2はコロナでリモート開催)、目標値を達成している。
電話相談	利用件数	目標:300件 実績:95件	目標:300件 実績:24件	目標:300件 実績:実施中	△	・事業の認知度が上昇している。 ・利用者が減少している。

3 中間評価に基づく見直し

(1) 職場環境の整備(所属所との協働)に関する取組み

【新規】

- ・支援サービスを活用して、医療費等の多角的な分析を行う。また、各所属所へ「健康スコアリングシート」を提供し、所属所との協働(コラボヘルス)を推進する。

(2) 生活習慣の改善(加入者への意識付け)に関する事業

【新規】

- ・「メタボ脱却キャンペーン(仮称)」として、健康チャレンジの拡充、広報誌への記事掲載やチラシ配布等を展開し、生活習慣改善の取組を推進する。

(3) 特定健診及び保健指導に関する事業

○特定健診

【新規】

- ・健診を3年間受診せず、かつ生活習慣病による通院歴もない組合員及び被扶養者について、支援サービスを活用して抽出し、受診勧奨を行う。
- ・パート先等の健診結果を提出いただいた被扶養者について、支援サービスを活用し、見える化した健診結果分析情報を還元する。

○保健指導

【新規】

- ・保健指導に該当した被扶養者のうち、問診票に保健指導を希望しないと記入し、かつ医療機関も未受診の者について、健診機関から保健指導の案内を行う。
- ・支援サービスを活用し、保健指導の効果検証を行う。

(4) がん検診等に関する事業

【変更】

(改正前)胃検診の実施方法：② 被扶養者の検診は、市町村の住民健診と同時に実施する。

(改正後)被扶養者について、市町村が実施するがん検診等の受診勧奨を行う。助成は行わない。

がん検診等は健康増進法(平成14年法律第103号)等に基づいて市区町村が実施することとされ、各保険者や事業主は任意で実施・助成を行っている。現在、本組合では被扶養者(35～74歳)の胃検診について、事前に当該市町村から承諾を得られた場合に限り、住民健診の場を借りて実施している。ちなみに令和元年度の受診者数は29人となっている。健診費用は全額本組合が負担し、自己負担はない。ただし、個人負担のある一般住民に交じって受診することとなるため、受付等で取扱いを巡り毎年混乱が多数発生する状況となっている。なお、他共済では被扶養者の胃検診は実施していない場合が多い。

(5) 重症化予防に関する事業

【変更(令和2年度から実施)】

(改正前) 通院勧奨を行っても医療機関を受診していない者をレセプトデータから抽出し、健診機関による再度の通院勧奨を行う。

(改正後) 通院勧奨を行っても医療機関を受診していない生活習慣病ハイリスク者を支援サービスを活用して抽出し、再度の通院勧奨を行う。特に糖尿病性腎症等(人工透析リスク有)の者へは強く勧奨する。

【新規】

- ・支援サービスを活用し、通院勧奨の効果検証を行う。

(6) メンタルヘルスに関する事業

【新規】

- ・(セルフケアコース)参加者について、支援サービスを活用して効果検証を行う。